

環循適発第2009074号  
環循規発第2009072号  
令和2年9月7日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
(公印省略)

### 「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和元年末にWHOから中国・武漢市における確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し、我が国においても令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、緊急事態宣言が発出されて外出や経済活動の自粛等が求められるに至りました。

こうした状況にあっても、廃棄物の処理業者やその他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。さらに、緊急事態宣言が解除された現在にあっても、引き続き感染拡大防止に向けた対策を行っていく必要があります。

これまで、廃棄物処理における新型コロナウイルス対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）」（令和2年1月30日付け環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン<sup>i</sup>」

（平成21年3月）の内容に準拠するよう通知していたところですが、今般新たに、別添のとおり、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講すべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめました。

つきましては、本ガイドラインを貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に対して周知するとともに、その内容を踏まえた必要な対策等が徹底されることにより、貴管下の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いします。また、本ガイドラインは環境省ウェブサイト<sup>ii</sup>に掲載していますので、周知の際に御活用ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

---

i <http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

ii [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)